

※「해양수산생명자원의 확보·관리 및 이용 등에 관한 법률」のNITEによる2017年6月23日時点での日本語訳です。

※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、各国のフォーカルポイントを通じて行うことをおすすめします。

海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律 (略称：海洋生命資源法)

[施行2017.9.22.][法律第14744号、2017.3.21.、一部改正]

海洋水産部(海洋水産生命資源課)044-200-5671、5672

第1章 総則

第1条(目的) 本法は、海洋水産生命資源を総合的かつ体系的に確保・管理及び利用するために必要な事項を規定することにより、海洋水産生命資源の効率的で持続可能な利用を図り、海洋水産生命資源に対する主権を強化し、海洋水産バイオテクノロジーの競争力を確保し国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義) 本法で使用する用語の意味は次のとおりである。〈改正2017.3.21.〉

1. 「海洋水産生命資源」とは、バイオテクノロジーの研究または産業界にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する資源として次の各目のいずれかに該当するものをいう。
 - イ. 海洋動植物、海洋微生物等の海洋生物体の実物及びその実物を利用して把握した有用な事実等の情報
 - ロ. 海洋水産生命遺伝資源
 - ハ. 「水産資源管理法」第2条第1項第1号による水産資源及び水産資源に関連する微生物等の生物体の実物及びその実物を利用して把握した有用な事実等の情報
2. 「海洋水産生命遺伝資源」とは、遺伝の機能的単位を含む海洋動植物及び海洋微生物と及びそれ以外の起源物質として現実の若しくは潜在的な価値を持った遺伝素材をいう。
3. 「遺伝物質」とは、遺伝の機能的単位を含む植物、動物、微生物及びそれ以外の起源物質をいう。
4. 「海洋水産伝統的な知識」とは、個人または地域社会が海洋水産生命資源に関連する伝統的な生活様式を維持してきた知識、情報、技術及び慣行等をいう。
5. 「管轄水域」とは、次の各目のいずれかに該当するものをいう。
 - イ. 「領海及び接続水域法」第1条及び第3条による領海及び内水
 - ロ. 「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第2条による排他的経済水域

ハ。「内水面漁業法」第2条第1号による内水面

6. 「生息域内保存」とは、海洋水産生命資源をその自然生息地内で保存することをいう。育種・培養種の場合、それらの特有の性質を得た環境において保存することをいう。
7. 「生息域外保存」とは、海洋水産生命資源をその自然生息地外で保存することをいう。
8. 「海洋水産生命資源の科学的調査」とは「海洋科学調査法」第2条第1号により海底面・下層土・上部水域内に生息する海洋水産生命資源を対象とする調査または探査等の行為をいう。この場合、商業的利用を目的とした海洋水産生命資源にアクセスする生物探査は除く。
9. 「外国人」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
 - イ. 外国の国籍を持った者
 - ロ. 外国の法律により設立された法人
 - ハ. 外国政府
10. 「大韓民国国民」とは、大韓民国の国籍を持った者及び大韓民国の法律により設立された法人をいう。
11. 「海外海洋水産生命資源の研究・開発」とは、大韓民国管轄水域の外側から海洋水産部令に定めるところにより海洋水産生命資源を確保して研究・開発することをいう。
12. 「海洋水産バイオテクノロジー」とは、海洋水産生命資源を利用して産業的に有用な物質を生産し、あるいは生産工程を改善する目的のための生物学システム、生体遺伝子またはそれらに由来する物質を研究・活用する学問と技術をいう。

第3条(海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に関する基本理念) 海洋水産生命資源の確保、管理及び利用は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」及び次の各号の基本理念に従わなければならない。

1. 海洋水産生命資源は現在及び将来の世代のために持続可能に確保、管理及び利用されなければならない。
2. 海洋水産生命資源の生態的・経済的価値が調和して共存するよう総合的に管理されなければならない。
3. 海洋水産生命資源の商業的利用により生ずる利益を公正かつ衡平に配分することができる機会を増進しなければならない。

第4条(国家等の責務) 国家及び地方自治体は、海洋水産生命資源の多様性確保と効率的な管理及び持続可能な利用のために次の各号の措置を講じなければならない。

1. 海洋水産生命資源の確保、管理及び利用に必要な施策の策定・施行
2. 海洋水産生命資源に対する研究・開発の奨励及び海洋水産科学技術の振興に必要な支援
3. 海洋水産生命資源の毀損防止及び持続可能な利用に必要な措置
4. 海洋水産伝統的な知識の保存及び持続可能な利用に必要な措置

第5条（基本施策の用意） 海洋水産部長官は、本法の目的を効率的に果たすため海洋水産生命資源の確保、管理及び利用を図るべく次の各号の施策を策定しなければならない。

1. 第27条による海洋水産生命資源統合情報システムの構築及び海洋水産生命資源の統計の維持
2. 海洋水産生命資源の確保、管理及び利用体系の構築
3. 海洋水産生命資源分野の専門人材の養成及び基礎研究支援体系の構築

第6条（他の法律との関係） 海洋水産生命資源の確保、管理及び利用に関し、他の法律に特別な規定がある場合を除き本法の定めるところに依るものとする。

第2章 海洋水産生命資源管理基本計画等

第7条（海洋水産生命資源に対する調査） ①海洋水産部長官は、5年ごとに全国を対象として海洋水産生命資源の現況及び生息地等に関する基礎調査を実施しなければならない。

②海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の現況等を特別に把握する必要があると認める場合は、第1項による基礎調査の他に詳細な調査を別途実施することができる。

③第1項及び第2項による調査の内容及び方法に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（基本計画の策定、施行等） ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の保存と持続可能な利用のため、海洋水産生命資源の確保、管理及び利用に関する事項に対し5年ごとに海洋水産生命資源管理基本計画（以下「基本計画」という）を策定・施行しなければならない。

②基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 海洋水産生命資源の確保、保護、管理及び利用現況に関する事項
2. 海洋水産生命資源の将来予測に関する事項
3. 海洋水産生命資源に対する施策の方向に関する事項
4. 海洋水産生命資源の調査、研究、登載及び開発に関する事項
5. 海洋水産生命資源関連インフラの構築・運営に関する事項
6. 海洋水産生命資源の収集、評価及び登録に関する事項
7. 海洋水産生命資源関連科学技術の開発及び国際協力に関する事項
8. 海外海洋水産生命資源の研究、開発及び確保のための投資に関する事項
9. 海洋水産生命資源関連分野の専門人材の養成に関する事項
10. 海洋水産生命資源の情報流通体系構築に関する事項
11. その他海洋水産生命資源の確保、管理及び利用等に必要であり、大統領令で定める事項

- ③海洋水産部長官は、基本計画を策定する時、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議しなければならない。また必要に応じ関係中央行政機関の長に資料の提出を要求することができる。この場合、関係中央行政機関の長は特別な事情がない限りこれに従わなければならない。
- ④海洋水産部長官は、基本計画について「海洋水産発展基本法」第7条による海洋水産発展委員会の審議を行い決定する。
- ⑤海洋水産部長官は、第4項により確定した基本計画を公告し、関係中央行政機関の長に通知しなければならない。また基本計画の通報を受けた関係中央行政機関の長は、その施行のための必要な措置を講じなければならない。
- ⑥海洋水産部長官は、基本計画に従い毎年施行計画を策定・施行しなければならない。
- ⑦海洋水産部長官は、基本計画を変更する必要があると認められた場合、あるいは関係中央行政機関の長がその変更を要求する時は、これを変更することができる。この場合、基本計画の変更に対しては第1項から第6項までの規定を準用する。但し大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には第5項に限定して準用する。

第9条（調査・登載等） ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源を体系的に保存・管理するため、生息域内保存及び生息域外保存状態にある海洋水産生命資源の現況について調査・収集を行なわなければならない。

- ②海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する海洋水産生命資源を保有している外国及び国際機関等と協力し、これを確保することができるように努力しなければならない。
 - 1. 国外に搬出された我が国の固有種等の海洋水産生命資源
 - 2. 品種開発及び海洋水産バイオテクノロジーの研究等に必要海洋水産生命資源
- ③海洋水産部長官は、第1項により調査・収集し、また第2項により確保した海洋水産生命資源の目録を作成しなければならない。
- ④海洋水産部長官は、第3項により作成された海洋水産生命資源の目録のうち保存価値のあるものは、第17条第1項により海洋水産生命資源責任機関の長が海洋水産生命資源の保存・管理目録に登載しなければならない。
- ⑤第1項から第4項までの規定による海洋水産生命資源の調査・収集、海洋水産生命資源保存・管理目録等の作成及び登載に必要な事項は大統領令で定める。

第10条（分析・評価等） ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の活用を促進するため海洋水産生命資源の遺伝的特性等に対する分析・評価を実施し、国内固有種、品種開発及びバイオテクノロジー研究の必要性、有用導入種、知識財産権等、その保全価値を考慮して等級を付けなければならない。

- ②海洋水産部長官は、第1項による分析・評価結果を「公共機関の情報公開に関する法律」で定めるところにより公開しなければならない。
- ③第1項による分析・評価及び等級付与に必要な事項は大統領令で定める。

第11条(外国人等による海洋水産生命資源の獲得等) ①外国人・国際機関(以下「外国人等」という)が、管轄水域で海洋水産生命資源の研究、開発、生産、商業的利用等を目的とした海洋水産生命資源を獲得しようとする場合は、あらかじめ海洋水産部長官に許可を受けなければならない。但し、海洋水産生命関連における他の法律または大韓民国政府との条約により海洋水産部長官の許可・承認等(以下「許可等」という)を受けた場合(受けたとみなす場合を含む)はその限りではない。

②第1項本文により許可を受けようとする外国人等は海洋水産生命資源の獲得予定日の6ヶ月前までに、また同項但し書きにより許可等を受けた外国人等は海洋水産生命資源の獲得予定日の1ヶ月前までに、大統領令で定める事項を含んだ調査計画書を海洋水産部長官に提出しなければならない。

③海洋水産部長官は、第1項により許可をした時は、該当の外国人等到大統領令で定める許可証を発給しなければならない。

④外国人等は、第1項により許可を受けた時は、許可を受けた船舶に許可事項を識別できるように表示し、第3項の許可証を備えなければならない。

⑤第1項から第4項までの規定による許可手続き、許可証発給、許可事項及び表示方法、調査計画提出等の必要な事項は大統領令で定める。

第12条(外国人等に対する共同獲得の許可等) ①外国人等が、管轄水域で大韓民国国民及び国家機関(以下「国民等」という)と委任・委託または契約等により共同で第11条第1項による獲得を行う場合は、外国人等または共同獲得に参加する国民等は、同項による許可を受けなければならない。但し、許可等を受けた場合(受けたこととみなす場合を含む)にはその限りではない。

②第1項による共同獲得に対する許可に関しては、第11条第2項から第5項までの規定を準用する。

第13条(外国人等の権利及び義務等) ①外国人等は、第11条または第12条により獲得した海洋水産生命資源の科学的調査資料を根拠として管轄水域で海洋環境または天然資源等の探査・開発に対する権利を主張することができない。

②海洋水産部長官または関係行政機関の長は、外国人等が第11条第1項または第12条第1項による許可(許可等を受けた場合を含む。以下同様)を受けず海洋水産生命資源を獲得する疑いのある時は、停船、検索、拿捕及びその他の命令・措置(以下この項で「停船等」という)をとることができる。この場合、関係行政機関の長は、停船等の措置を講じた場合は、速やかにその事実を海洋水産部長官に通知しなければならない。

③第11条第1項または第12条第1項により許可を受けた外国人等は、次の各号の義務を履行しなければならない。

1. 獲得した海洋水産生命資源に対し、大統領令で定めるところの結果報告書、調査資料、

科学的価値の損傷なしに分割できる試料及び遺伝物質等の資料を提出

2. 調査結果及び資料を分析した記録の提供
 3. 調査結果及び資料に対する分析支援
 4. 第11条第1項または第12条第1項による海洋水産生命資源の研究、開発、生産、商業的利用等が終了、あるいは第14条による許可の取り消しまたは獲得を中止した場合、設置・使用された該当施設または装備等の撤去
- ④海洋水産部長官は、外国人等が第3項を違反して義務を履行しなかった時は、その外国人が所属する国家または国際機関の長に義務の移行を促すことができる。
- ⑤外国人等が管轄水域において本法に定める海洋水産生命資源を獲得する際、国民等の人的・物的財産に被害を及ぼした時は、関連条約及び国内法によりこれを賠償しなければならない。
- ⑥科学的価値の損傷なしに分割できる基準等に関する事項は海洋水産部令で定める。

第14条(許可の取り消し・中止) ①海洋水産部長官は、第11条第1項または第12条第1項により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、獲得許可を取り消すか、あるいは取り消しを要請しなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で許可を受けた場合
 2. 1年に2回以上獲得中止処分を受けた場合
 3. 第2項による中止処分期間中に獲得をした場合
- ②海洋水産部長官は、第11条第1項または第12条第1項により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以内の範囲で獲得中止を命ずることができる。
1. 関係中央行政機関の長が軍作戦の遂行や大韓民国の安全保障・秩序維持または公共福利を理由に海洋水産生命資源に対する獲得中止を要請する場合
 2. 「海洋科学調査法」第7条第4項の行為を行った場合
 3. 海洋水産生命資源の多様性が深刻に減少するか、あるいは毀損する恐れがある場合
 4. 海洋水産生命資源を第11条第2項の調査計画書に則って獲得しない場合(第12条第2項で準用する場合を含む)
 5. 第13条第3項に違反し、義務を履行しない場合
 6. その他本法による命令または制限・条件を違反した場合

第15条(条件付き許可) 海洋水産部長官は、第11条第1項または第12条第1項により許可をする時は、大統領令で定める条件等を付与することができる。

第16条(海洋水産生命資源に対する被害予防措置等) ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の多様性が深刻に減少するか、あるいは毀損する恐れがある場合は、予防管理のための必要な措置を講じなければならない。

②海洋水産部長官は、自然災害、内乱、戦争等、海洋水産生命資源の安全な保存に深刻な影

響を及ぼす事態が発生した、あるいは生じる恐れがある場合は、海洋水産生命資源を寄託・登録・保存している関連国家機関・法人及び自然人に対し、事前に告示及び対応のための協働体系を構築する等、その被害を最小化するための適切な措置を講じなければならない。

- ③海洋水産部長官は、第11条または第12条による獲得が海洋水産生命資源多様性の深刻な減少または毀損に影響を及ぼす程度に対し、専門機関に委託し調査することができる。またこの調査結果をもとに適切な措置を講じなければならない。
- ④第3項による詳細的な調査方法、調査手続き、専門機関に対する委託、その他必要な事項は大統領令で定める。

第3章 海洋水産生命資源の責任機関の指定・運営等

第17条(海洋水産生命資源責任機関の指定・運営等) ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の多様な確保と効率的な管理・利用に関する事項を専門的に遂行するため、大統領令で定める機関を海洋水産生命資源責任機関(以下「責任機関」という)で指定・運営することができる。

- ②責任機関の長は次の各号の業務を遂行する。
 1. 海洋水産生命資源の確保、管理及び利用に関する事項
 2. 海洋水産生命資源の総合的な調査、登載、受託、登録及び評価
 3. 第18条第1項による寄託登録保存機関の管理
 4. 第18条第1項による寄託登録保存機関との情報交流
 5. 第27条による海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営
 6. 海洋水産生命資源の中長期管理及び研究に関する事項
 7. 国家研究開発事業の研究の結果生産された海洋水産生命資源の寄託及び保存業務
 8. 国内外海洋水産生命資源関連機関との協力に関する事項
 9. その他海洋水産生命資源の確保、管理及び利用等に必要であり大統領令で定める事項
- ③政府は責任機関の運営に必要な経費の全部または一部を支援することができる。
- ④海洋水産部長官は、第2項により海洋水産生命資源の調査、登載、寄託登録保存機関の管理、統合情報システムの構築等に必要な事項を別途告示することができる。
- ⑤責任機関の指定・運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第18条(海洋水産生命資源寄託登録保存機関の指定・運営等) ①海洋水産部長官は海洋水産生命資源の受託及び管理等のために大統領令で定めた施設と人力を取り揃えた者を海洋水産生命資源寄託登録保存機関(以下「寄託登録保存機関」という)で指定・運営することができる。この場合海洋水産部長官は寄託登録保存機関に対して指定証書を発給しなければならない。

- ② 寄託登録保存機関の長は次の各号の業務を遂行する。
1. 海洋水産生命資源の受託、登録及び評価に関する事項
 2. 海洋水産生命資源の収集、保存及び管理に関する事項
 3. 海洋水産生命資源に関する情報システムの構築・運営に関する事項
 4. その他に海洋水産生命資源の確保、管理及び利用等に必要であり大統領令で定める事項
- ③ 寄託登録保存機関の指定基準・手続き、指定期間、指定の変更、再指定及び運営等に必要事項は大統領令で定める。

第19条(指定の取り消し等) ① 海洋水産部長官は、寄託登録保存機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すか、あるいは是正を命ずることができる。但し、第1号の場合はその指定を取り消さなければならない。第2号及び第3号の場合は海洋水産部長官から是正命令を受けた日から60日以内に正当な事由なしにこれを履行しない時は、その指定を取り消さなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法により指定を受けた場合
 2. 第18条第2項各号の業務を正当な事由なしに履行しない場合
 3. 第18条第3項による指定基準を満たすことができなくなった場合
 4. 寄託登録保存機関が指定抹消を申請した場合
- ② 第1項により指定が取り消された時は、該当の寄託登録保存機関を運営する者は、取り消された日から15日以内に、第18条第1項後段により発給された寄託登録保存機関の指定証書を海洋水産部長官に返納しなければならない。この場合、海洋水産部長官は、該当の寄託登録保存機関に対し海洋水産生命資源の委譲を要請することができる。
- ③ 第1項により寄託登録保存機関の指定が取り消された時は、その取り消された日から2年以内にこれを再度指定することはできない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による処分の基準と手続き等に必要事項は大統領令で定める。

第20条(分譲承認等) ① 寄託登録保存機関及び責任機関により確保・管理されている海洋水産生命資源の分譲を受けようとする者は、その用途を指定し海洋水産部長官の承認を受けなければならない。但し、外国との条約あるいは国際協約により外国で収集された海洋水産生命資源の場合は、その条約または国際協約で決めるところに依るものとする。

- ② 海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項本文による分譲承認をしなくてもよい。
1. 確保・管理されている海洋水産生命資源の保有量が第4項に定める基準に達していない場合
 2. 試験・研究の目的外に利用しようとする場合。但し、育種の場合を除く。
 3. 他の法令により国外分譲が禁止されている場合
 4. その他、国外に分譲する場合、国家に損害を与える恐れがあると認められる場合

- ③第1項により分譲承認を受けた者が分譲承認を受けた用途と違う用途で使用した場合は、海洋水産部長官に用途変更承認を受けなければならない。
- ④第1項から第3項までにより分譲承認、保有量の基準、用途変更承認の基準・手続き等に必要事項は大統領令で定める。

第21条(分譲承認の取り消し等) ①海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には第20条第1項による分譲承認を取り消し、分譲承認された海洋水産生命資源を返還させることができる。但し、第1号の場合はその承認を取り消し、分譲承認された海洋水産生命資源を返還させなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で分譲承認を受けた場合
2. 第20条第3項による用途変更承認を受けず、分譲承認を受けた用途と違う用途で使用した場合

②第1項による分譲承認の取り消し及び返還手続き等に必要事項は大統領令で定める。

第22条(国外搬出承認等) ①海洋水産部長官が作成した国外搬出承認対象目録に含まれている海洋水産生命資源を国外に搬出しようとする者は、その用途を指定して海洋水産部長官の承認を受けなければならない。但し、第20条第1項本文により海洋水産生命資源を分譲承認を受けた場合はその限りではない。

- ②第1項本文にもかかわらず海洋水産生命資源のうち導入種等、大統領令で定める海洋水産生命資源を国外に搬出しようとする者は、海洋水産部長官に届出しなければならない。
- ③海洋水産部長官は、第1項本文による海洋水産生命資源の国外搬出承認対象目録を作成する場合、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議し指定してこれを告示しなければならない。
- ④第1項本文による国外搬出承認、第2項による国外搬出申告の基準・手続き及び第3項の国外搬出承認対象目録作成等に必要事項は大統領令で定める。

第23条(国外搬出承認の取り消し等)①海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第22条第1項本文による国外搬出承認を取り消し、国外搬出承認された海洋水産生命資源を返還するようにできる。但し、本条第1項第1号の場合はその承認を取り消し、国外搬出承認された海洋水産生命資源を返還しなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で国外搬出承認を受けた場合
2. 国外搬出承認を受けた用途と違う用途で使用する場合

②第1項による国外搬出承認取り消し、返還手続き等に必要事項は大統領令で定める。

第24条(寄託・登録等) ①海洋水産生命資源を管理・利用している者は、責任機関または寄託登録保存機関に海洋水産生命資源を寄託・登録することができる。

②海洋水産生命資源に対する国家研究開発事業を遂行する者は、事業終了時、大統領令で定

めるところにより事業遂行結果として生産された海洋水産生命資源を責任機関に寄託・登録しなければならない。但し、大統領令で定める事由であり関係中央行政機関の長が認める場合はその限りではない。

- ③政府は、第2項による海洋水産生命資源の寄託・登録実績を該当事業の評価等に反映することができる。
- ④第1項及び第2項による寄託・登録事項及び方法、その他必要な事項は大統領令で定める。

第25条(海洋水産生命資源に対する利益配分) ①海洋水産生命資源または海洋水産伝統的な知識の研究・開発の成果及びその商業的利用により生じる利益は、海洋水産生命資源の提供者と利用者間で公正かつ衡平に配分されなければならない。

- ②政府は、海洋水産生命資源により生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進するため、必要な施策を推進することができる。

第26条(海洋水産伝統的な知識の保存及び管理) ①海洋水産部長官は、海洋水産伝統的な知識を保存し体系的に管理するために次の各号の施策を推進しなければならない。

1. 海洋水産伝統的な知識の発掘、研究及び保存
2. 海洋水産伝統的な知識情報収集及び管理システム構築
3. 海洋水産伝統的な知識の活用のための基盤構築
4. 海洋水産伝統的な知識に関する教育・広報

- ②海洋水産部長官は、優秀海洋水産伝統的な知識の保存及び体系的に管理するため、優秀海洋水産伝統村を指定して管理することができる。
- ③海洋水産部長官は、第1項及び第2項による施策を推進するため、関係機関に関連資料の提出等の協力を要請することができる。この場合、関係機関の長は特別な事情がない限りこれに従わなければならない。
- ④第2項による優秀海洋水産伝統村の指定、指定取り消し、管理等に必要な事項は大統領令で定める。

第4章 海洋水産生命資源に関するインフラ構築

第27条(海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営) ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源に関する効率的な政策策定と執行のため海洋水産生命資源情報を標準化し、機関別に分散した情報を体系的に管理できる海洋水産生命資源に関する統合情報システム(以下「海洋水産生命資源統合情報システム」という)を構築・運営しなければならない。

- ②海洋水産部長官は、関係中央行政機関の長に海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営に必要な資料の提出を要請することができる。
- ③国家または地方自治体(以下この条で「国家機関等」という)の予算で海洋水産生命資源に

関連する事業を行なおうとする者（以下この条で「海洋水産生命資源事業遂行者」という）は、事業計画書を該当の国家機関等にあらかじめ提出しなければならない。この場合、海洋水産生命資源事業遂行者は、海洋水産生命資源関連研究・調査資料、海洋水産生命資源データベース等を体系的に収集・管理しなければならない。また研究・調査完了後、1年以内に該当国家機関等にその資料を海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営に相応して電算化し提供しなければならない。

- ④第1項から第3項までの規定による海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営に必要な事項は大統領令で定める。

第28条(海洋水産生命資源の多様性増大及び利用促進等) ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の多様性増大のため海洋水産生命資源に対する調査、収集、目録化等のための施策を講じなければならない。

- ②海洋水産部長官は、海洋水産生命資源を海洋水産関連研究機関または漁家において研究・養殖・保存・管理するように支援等、必要な施策を講じなければならない。

第29条(海洋水産生命資源機関・団体等の育成、支援等) ①政府は、海洋水産生命資源の確保、管理及び利用を促進するために海洋水産生命資源の研究、寄託、登録、保存、利用等の業務を遂行する国公立研究機関、法人、団体等を育成・支援しなければならない。

- ②政府は海洋水産生命資源の確保、管理及び利用のための施策の推進に必要な投資財源を持続的かつ安定的に用意するために努力しなければならない。

第30条(専門人材の養成) 海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の効率的な確保・管理及び利用に必要な専門人材を体系的に養成するため、次の各号の施策を策定しなければならない。

1. 海洋水産生命資源関連分野の中長期専門人材養成
2. 専門人材教育プログラムの作成及び普及支援

第31条(海洋水産生命資源関連技術開発及び利用促進等の支援等) ①政府は、海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に必要な技術を開発し、海洋水産生命資源に対する研究開発及び産業化等を促進するため次の各号の事項に関する施策を策定しなければならない。

1. 海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に必要な技術開発に関する事項
2. 海洋水産バイオテクノロジー研究開発のための学術界、研究機関及び企業間の共同研究促進に関する事項
3. 海洋水産バイオテクノロジー関連の新技术の研究・開発及び調査支援に関する事項
4. 海洋水産バイオテクノロジーの研究結果の産業応用促進に関する事項
5. 海洋水産バイオテクノロジー関連の中小企業・ベンチャー企業の創業支援に関する事項
6. 海洋水産生命資源の効率的な利用のための広報、教育等施策の推進に関する事項

7. その他、海洋水産生命資源関連の技術開発及び利用促進等のために必要であり大統領令で定める事項

②政府は、第1項により施策に関連する事業に参加する学術界・研究機関、企業等に対し、大統領令で定めるところにより必要な支援ができる。

第32条(海外海洋水産生命資源の研究・開発及び国際協力の促進等) ①政府は、海外海洋水産生命資源の研究・開発及び国際協力を促進するために必要な場合は、次の各号の事項に関する施策を策定しなければならない。

1. 海外海洋水産生命資源開発のための研究・調査に関する事項
2. 海外海洋水産生命資源基地構築に関する事項
3. 海外海洋水産生命資源開発のための技術開発及び関連専門人材の養成に関する事項
4. 海外海洋水産生命資源開発による外国及び国際機関等との情報交換、共同の調査・研究及び技術交流等、国際協力に関する事項
5. その他海外海洋水産生命資源開発及び国際協力の促進等に必要であり大統領令で定める事項

②政府は、第1項による施策に関連する事業に参加する学術界・研究機関及び企業等に対し、大統領令で定めるところにより必要な支援ができる。

③政府は、海外海洋水産生命資源開発及び国際協力の効率的推進のため必要であると認められる場合は、大統領令で定める機関に海外資源開発情報の収集・分析及び提供業務を遂行させ、そのために必要な経費を補助することができる。

第33条(統計及び刊行物の発刊等) ①海洋水産部長官は、海洋水産生命資源の種類と保有機関等、海洋水産生命資源の現況が把握できるよう関係中央行政機関の長及び統計庁長との協議を経て、毎年統計及び刊行物を発刊・普及しなければならない。

②海洋水産部長官は、第1項による統計及び刊行物の発刊のため関係中央行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。

③第1項による海洋水産生命資源関連統計及び刊行物の内容、資料提出及び作成方法等に必要事項は大統領令で定める。

第5章 補則

第34条(秘密厳守) 責任機関または寄託登録保存機関において海洋水産生命資源の保存・管理等の業務に携わる者またはその職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩若しくは盗用してはならない。

第35条(罰則適用における公務員擬制) 責任機関または寄託登録保存機関において海洋水

産生命資源の保存・管理等の業務に従事する者で、かつ公務員ではない者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則の適用においては公務員とみなす。

第36条(国庫補助等) 国家は、海洋水産生命資源の確保・管理及び利用のため、次の各号の事業を執行する地方自治体または海洋水産生命資源関連団体に対し、予算の範囲内でその費用の全部または一部を補助することができる。

1. 第10条による分析・評価
2. 海洋水産生命資源統合情報システムの構築・運営
3. 第30条による専門人材の養成
4. 第31条による海洋水産生命資源関連技術開発及び利用促進
5. 第32条による海外海洋水産生命資源研究・開発及び国際協力の促進
6. 第39条による委託事業

第37条(聴聞) 海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに該当する処分をする場合は、「行政手続法」に基づき聴聞を実施しなければならない。

1. 第14条による許可の取り消し
2. 第19条第1項による指定の取り消し
3. 第21条第1項による分譲承認の取り消し
4. 第23条第1項による国外搬出承認の取り消し

第38条(報告及び調査等) ①海洋水産部長官は、責任機関または寄託登録保存機関の長に対しその事業または業務に関する報告あるいは書類の提出を命ずることができる。

②海洋水産部長官は、所属公務員に責任機関または寄託登録保存機関の帳簿・書類、その他事業の運営に必要な事項を調査させることができる。

第39条(権限の委任及び委託) ①本法による海洋水産部長官の権限は、大統領令で定めるところに従うものとし、その一部を所属機関、他の行政機関、責任機関または地方自治体の章に委任若しくは委託することができる。

②本法による海洋水産部長官の権限は、大統領令で定めるところに従うものとし、その一部を海洋水産生命資源に関連する法人または団体に委託することができる。

第6章 罰則等

第40条(罰則) ①第11条第1項または第12条第1項に違反し、許可なく排他的経済水域以外の管轄水域で海洋水産生命資源を獲得した者は、5年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処し、獲得した海洋水産生命資源は没収する。これを没収することができない時はその価額を追徴する。

②第11条第1項または第12条第1項に違反し、許可なく管轄水域内排他的経済水域で海洋水産生命資源を獲得した者は、1億ウォン以下の罰金に処し、獲得した海洋水産生命資源は没収する。これを没収することができない時はその価額を追徴する。

第41条(罰則) 第22条第1項に違反し、承認なく海洋水産生命資源を国外に搬出した者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処し、搬出した海洋水産生命資源は没収する。これを没収することができない時はその価額を追徴する。〈改正2017. 3. 21.〉

第42条(罰則) 第34条に違反し、その職務上知り得た秘密を漏洩若しくは盗用した者は、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2017. 3. 21.〉

第43条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し第40条または第41条に該当する違反行為を行った場合、その行為者を罰すると共にその法人または個人に対しても該当する条文の罰金刑を科す。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当する業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合はその限りではない。

第44条(過料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、500万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第13条第3項に違反し、結果報告書、調査資料、試料及び遺伝物質等を未提出若しくは設置・使用した該当施設または装備等を撤去しない者
2. 第20条第1項に違反し、海洋水産部長官の承認を受けずに海洋水産生命資源を分譲した者及び分譲を受けた者

②第11条第4項に違反し、識別表示をしない者または許可証を具備しない者(第12条第2項により準用される者を含む)には200万ウォン以下の過料を賦課する。

③第1項及び第2項による過料は、大統領令で定めるところにより海洋水産部長官が賦課・徴収する。

附則〈第14513号、2016. 12. 27.〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(一般的経過措置)本法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」により行なわれた処分、手続き及びその他の行為のうち、本法にそれに該当する規定がある場合は、本法の該当規定により行われたものとみなす。

第3条(海洋水産生命資源に対する外国人等の獲得に関する経過措置)本法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」により行なわれた海洋水産部長官の獲得・取得許可を受けた海洋生命資源または水産生命資源等は、第11条第1項の改正規定により海洋水産部長官の許可を受けたものとみなす。

第4条(外国人等に対する共同獲得の許可等に関する経過措置)本法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」により海洋水産部長官の共同獲得・取得許可を受けた海洋生命資源または水産生命資源等は、第12条第1項の改正規定により許可を受けたものとみなす。

第5条(海洋水産生命資源寄託登録保存機関の指定に関する経過措置)この法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」により指定された海洋水産生命資源関連寄託登録機関及び寄託登録保存機関は、第18条第1項の改正規定により指定された寄託登録保存機関とみなす。

第6条(海洋水産生命資源分譲承認及び制限に関する経過措置)この法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」により海洋生命資源または水産生命資源の分譲を受けた場合、第20条第1項の改正規定により海洋水産生命資源の分譲承認を受けたものとみなす。

第7条(海洋水産生命資源国外搬出承認等に関する経過措置)この法の施行当時以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」により海洋生命資源または水産生命資源の国外搬出承認を受けた場合、第22条第1項の改正規定により海洋水産生命資源の国外搬出承認を受けたものとみなす。

第8条(罰則や過料に関する経過措置)この法施行の前の違反行為に対して罰則や過料を適用する時は、以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」の関連規定によるものとする。

第9条(他の法律の改正)①農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

題名「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」を「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」とする。

第1条のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」に、「農水産生命産業」を「農業生命産業」に、「農漁業・農漁村」を「農業・農村」とする。

第2条第1号を次のようにし、同条第2号を次のようにし、同条第3号の各目以外の部分のうち「農水産生物の多様性」を「農業生物の多様性」にし、同号イ目のうち「陸上生態系、水界生態系とこれらの複合生態系」を「陸上生態系と異意複合生態系」にし、同号ロ目を削除し、同条第5号の各目以外の部分前段のうち「農水産遺伝資源」を「農業遺伝資源」に、「農水産生物資源」を「農業生物資源」にし、同号各目以外の部分後段のうち「種畜・水産種子・卵子」を「種畜・卵子」にし、同条第6号前段及び同条第7号のうち「農水産生物資源」をそれぞれ「農業生物資源」にし、同条第9号を削除する。

1. 「農業生命資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的かつ潜在的な価値がある動物、植物、微生物等、生物体の実物及びその実物を利用して把握した有用な事実等の情報をいう。
2. 「農業生物資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的かつ潜在的な価値がある遺伝資源、生物体、生物体の部分、個体群または生物の構成要素をいう。

第3条第1項から第3項までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。
第4条のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第2章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第5条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農業生命資源または水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項第1号から第5号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第3項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農業生命資源または水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第6条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項各号以外の部分のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同項第1号及び第2号のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第3項及び第4項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第5項のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」に、「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第7条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同条第3項のうち「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第8条から第12条までをそれぞれ削除する。

第13条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農

林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第3章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第14条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項第1号から第4号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第15条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第1項のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項第1号から第3号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第3項各号以外の部分のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第16条第1項本文のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同項段でのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第2項各号以外の部分のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同項第2号のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第17条第1項各号以外の部分本文のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同項各号以外の部分但し書きのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第18条第1項各号以外の部分本文のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品副長官」にし、同項第1号のうち「農水産生物の多様性」を「農業生物の多様性」にし、同項第3号のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農水産生物の多様性」を「農業生物の多様性」にし、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第3項のうち「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第19条第1項各号以外の部分本文のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同項各号以外の部分但し書きのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第4章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第20条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農漁家」をそれぞれ「農家」にし、「栽培・飼育または養殖」を「栽培・飼育」にし、同条第3項のうち「農林畜産食

品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同条第4項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第5項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第21条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第22条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第1項各号以外の部分のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同項第1号から第4号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第3項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第23条第1項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」にし、同条第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同条第3項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第26条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第27条、第28条及び第29条の各号以外の部分のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第30条の各号以外の部分のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、同条第1号を削除する。

第31条第1項及び第2項をそれぞれ削除して、同条第3項全段のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第33条第1項第1号を削除して、同項第2号のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」にし、「農水産生命資源」を「農業生命資源」にし、同条第2項のうち「農林畜産食品副長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品副長官」とする。

②法律第13992号病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号以外の部分但し書きのうち「『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』第18条または『海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』」を「『農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』第18条または『海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』」とする。

③生物の多様性保全及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条第2項但し書きを次のようにとする。

但し、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第18条第1項または「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第22条第1項による国外搬出承認を受けた場合はその限りではない。

第13条第1項に但し書きを次のように新設する。

但し、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第11条第1項による外国人等の獲得許可を受けた場合はその限りではない。

第10条(他の法令との関係)この法施行当時他の法令で以前の「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」の規定を引用した場合、この法のうちそれに該当する規定があれば以前の規定を替えてこの法の該当の条項を引用したものとみなす。

附則<第14605号、2017.3.21.>

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、附則第2条第12項は2017年6月28日から施行する。

第2条(他の法律の改正) ①から⑩まで省略

⑪海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第3号ロ目のうち「排他的経済水域法」を「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」とする。

⑫法律第14513号海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律全部改正法律の一部を次のように改正する。

第2条第5号ロ目のうち「排他的経済水域法」を「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」とする。

⑬省略

附則<第14744号、2017.3.21.>

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。